

株主優待贈呈制度運用規約

(目的)

第 1 条 この規約は、積水ハウス株式会社（以下「当社」という。）の株主に対する優待制度として、当社が運用する贈呈制度に関する諸条件を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規約において、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

1. 「株式」とは、当社普通株式をいう。

(贈呈品)

第 3 条 贈呈品は、魚沼産コシヒカリ(新米)5kg とする。

② 前項の定めにかかわらず、当社は、魚沼産コシヒカリ(新米)の収穫状況等により、贈呈品を魚沼産以外のコシヒカリ(新米)に変更することができる。

(贈呈の対象者・時期)

第 4 条 贈呈の対象者（以下「対象者」という。）は、毎年1月31日の株主名簿において、

1. 000株以上の株式の保有が記載又は記録された株主とし、贈呈の時期は、同年10月下旬から11月初旬の間とする。

② 前項の定めにかかわらず、当社は、魚沼産コシヒカリ(新米)の収穫状況等により、贈呈の時期を変更することができる。

(贈呈の方法)

第 5 条 贈呈の方法は、宅配便による送付にて行うものとし、その送付先は、対象者の当年1月31日の株主名簿に記載又は記録された住所、もしくは、対象者の住所変更を同年9月30日時点で当社が把握している場合の当該変更後の住所とする。

(返送時の取扱い)

第 6 条 前条の送付先へ送付した贈呈品が宛先不明等により返送された場合、当社は、返送後3ヶ月の間は贈呈品を保管し、対象者から依頼に応じて再送するものとする。

② 前項に定める3ヶ月を経過しても対象者からの再送の依頼がない場合、当社は、贈呈品が放棄されたものとみなし、当社の決定する第三者に寄付することができるものとする。

(規約の公開及び改定)

第 7 条 当社は、この規約を当社の公式インターネットホームページ上で公開する。

② 当社は、随時この規約を改定することができる。

(対象者の個人情報の取扱)

第 8 条 当社は、対象者の個人情報をこの規約に定める贈呈品の送付に関する事項以外には使用しない。

② 対象者の個人情報をこの規約に定める贈呈品の送付に関する事項に利用する目的に限り、贈呈品の発送業者との間で共同利用することを、対象者は予め同意するものとする。

(株主優待贈呈制度の廃止)

第 9 条 当社は、この規約に定める株主優待贈呈制度を任意に廃止できる。但し、制度廃止時以降最初に迎える 1 月 31 日の対象者に対しては、贈呈品を送付することとする。

附則 (平成 25 年 11 月 13 日)

1. この規約の改定は平成 25 年 11 月 13 日より施行する。